**決 議 (案)**

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってきた。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約５割にも及んでおり、そこを人口のわずか２．５パ－セントの住民が守っている。

こうした中で、山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増し、加えて長期に及んだコロナ禍、気候変動による災害の多発、世界情勢の激変に伴う諸物価の高騰等の影響があり、多くの山村が存続を危ぶまれると言っても過言ではない状況となっている。山村をはじめとする地方が衰退することは、国家の存立にとって重大な危機だと言わなければならない。

こうした中にあって、本年、改正山村振興法が施行されたことは、地球温暖化対策や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村の多面的・公益的機能が広く認識されるとともに、都市人口集中の弊害への反省に立って、人口の地方分散と地域社会の維持・発展が重要な課題であると改めて認識されたものと考える。

山村地域の活性化と持続的発展を確保していくことは、国土の保全、地方創生に直結することはもとより、多くの価値観が分断を生む社会にあって協調と連携を尊重する精神文化の継承にもつながり、ひいては国民生活全体の発展・安定につながるものと考える。

国におかれては、以上の認識の下に、山村振興を国の重要課題に据えて、下記の事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1. 改正された山村振興法の目的、基本理念等の規定に基づき、食料安全保障、地球温暖

化など地球規模の課題への視点も踏まえつつ、山村が持続的に発展するよう各般の政策を充実強化すること。

１．二地域居住対策、関係人口の拡大を含む移住政策を強化するとともに、総合的な政策により、地方への人の流れを形成すること。

１．自然災害の被災地の復旧・復興、防災対策を充実強化すること。

１．山村におけるＡＩ・自動運転・ドローン等デジタル化の進展に応じた革新技術を導入・普及すること。

１．「山村活性化支援交付金」、「農山漁村振興交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」等山村地域活性化のための対策を充実・強化すること。

１．「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」及び「都市(まち)の木造化推進法」により、林業・木材産業の振興対策、木材利用の促進対策を充実強化すること。

１．地域交通を維持・確保するとともに、道路等生活環境の整備を推進すること。

１．クマによる人身被害の防止を徹底するとともに、鳥獣被害防止対策を強化すること。

１．医療・保健・福祉対策に係る人材の偏在を改め、充実・強化すること。

１．オンライン等学校施設整備、体験活動推進等教育・文化施策を充実・強化すること。

１．地方交付税制度を充実・強化をし、所要額を確保すること。

以上決議する。

　令和７年１１月２０日 　　　　　　　　 全国山村振興連盟通常総会